

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産 建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品一定額法
 - ・無形固定資産 ソフトウェア、権利(水道加入金及び下水道受益者負担金)一定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 該当なし
 - ・賞与引当金 … 重要性の原則を適用しているため計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
事業区分が一つのため、作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
拠点区分が一つのため、作成していない。
- (4) 拠点区分が作成する計算書類等とサービス区分の内容
- ア わたつみの里拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- イ 拠点区分事業明細書(別紙3⑩)
- 「法人本部」
「施設入所支援」
「生活介護」
「短期入所」
「特定相談支援」
「日中一時支援」
「居宅介護」
- ウ 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑪)は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	123,206			123,206
建物	176,165,024		10,088,626	166,076,398
合 計	176,288,230	0	10,088,626	166,199,604

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産 該当なし

担保に供されている資産は以下のとおりである。

計	0	円
---	---	---

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 計	0	円
----------------------------	---	---

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	401,771,029	235,694,631	166,076,398
建物(その他)	9,847,905	7,221,261	2,626,644
構築物	16,440,589	12,375,943	4,064,646
機械及び装置	110,000	52,433	57,567
車輛運搬具	12,139,162	10,222,295	1,916,867
器具及び備品	17,126,236	13,521,698	3,604,538
合計	457,434,921	279,088,261	178,346,660

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

特になし